

議案第42号関連資料

明石市工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取組の推進に関する条例制定のこと

工場緑地面積率については、産業界から市内産業の活性化を図るため、緩和の要望を受けており、一昨年の12月市議会において明石商工会議所から提出された工場立地法による緑地面積率等の緩和に関する請願が採択されています。

市は、明石市工場緑地のあり方検討会を設置し、同検討会においては、経済・環境・社会の三側面からの多角的かつ長期的な視点を持って、市民目線による丁寧な議論が行われ、本年1月7日付で同検討会から市へ答申書が提出されています。

そこで、市は、答申書の内容を最大限尊重した条例素案について、パブリックコメントを実施し、下記のとおり条例を制定しようとするものです。

1 制定の目的

本市のSDGsの理念に基づくまちづくりの考え方を踏まえ、地域産業の活性化と生活環境の向上を目指し、工場立地法に基づき、特定工場の緑地面積等の敷地面積に対する割合に関する基準を定めるとともに、特定工場の周辺地域における生活環境等の向上に資する取組を推進するため、条例を制定しようとするものです。

2 条例の概要（※下線部は素案からの修正箇所）

(1) 指定する緑地面積率等（第3条関係）

用途地域	面積率	人工島	市街地
工業専用地域	緑地面積率	5%以上	10%以上
工業地域 準工業地域	環境施設面積率	10%以上	15%以上

(2) 「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度」（第6条関係）

- ・特定工場の新設や変更の届出を行おうとする者が、緑地面積を減少させ、かつ、法準則に定める割合を下回り、緑地を整備しようとする場合、明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度（緑地の減少後における周辺地域の経済、環境及び社会の全体が、緑地の減少前と比べてより良いものとなること。）として、市、当該特定工場を設置する者及び地域住民のパートナーシップの下、周辺地域における生活環境等の向上に資する取組で、かつ、明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザー会議における評価及び助言を受けて行う取組（以下、「緑化等の取組」という。）が行われなければならないものとします。
- ・対象事業者は、緑化等の取組として、良質な緑地の形成、二酸化炭素排出量の削減、地域貢献活動その他の取組を実施するものとします。ただし、当該対象事業者は、これにより難しい場合は、その選択に基づき、市が行う緑化の推進のための費用を拠出することをもって緑化等の取組に代えることができることとします。

(3) 明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザリー会議（第7条関係）

- ・明石市版ネット・ポジティブ・インパクトの達成に向けて、緑化等の取組を支援するため、緑地面積率の緩和後における周辺地域における生活環境等について、緩和する以前よりも向上しているか総合的に評価するとともに、専門的な立場で必要な助言や提案を行うための第三者機関として、明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザリー会議を設置します。
- ・アドバイザリー会議は、緑化等の取組について市へ意見を述べ、市は企業に対して意見に基づいた取組を求めます。

(4) 地域協定の締結（第8条関係）

- ・緑地面積率等の緩和は地域の理解が不可欠であることに加え、特定工場と地域の共存を目指し、パートナーシップによるまちづくりを推進する観点から、緑化等の取組などについて、特定工場とその立地する地域の住民及び市は協定を締結することとします。

(5) 情報の提供及び表彰（第9条関係）

- ・市は、企業が協定に基づいて行う緑化等の取組について市民へ情報提供するとともに、当該緑化等の取組が地域における経済、環境及び社会の全体に著しく良好な影響を与えたと認めるときは、その功績を表彰することができるものとします。

(6) 条例の見直し（附則第2項関係）

- ・本条例の施行状況、社会情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うこととします。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 パブリックコメント

(1) 実施期間

2022年1月15日（土）～2月13日（日）

(2) 意見総数（116件）

賛成	緩和反対	条件なし緩和	その他
61件	14件	28件	13件

(3) 主な意見

別紙1のとおり

【参考】

① 年代

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	未回答
3件	4件	4件	23件	8件	27件	36件	11件

② 市との関わり

在住	在勤	在住・在勤	在学	その他	未回答
88件	9件	11件	2件	1件	5件